

現 場 説 明 書

- 1 工 事 名 永平寺キャンパス 看護福祉学部棟 エレベータ更新工事
- 2 工事場所 永平寺町松岡兼定島地係
- 3 工事の施工について
工事の施工に関しては、次の点に配慮すること。
 - (1) 資材の運搬、工事車輛の出入り、駐車場の位置について、大学関係者と十分調整し、安全等に支障の無いよう努めること。
 - (2) 機器の撤去・取付工事は後期講義の終了する令和 5 年 2 月 1 0 日から施工し、完了次第引き渡す予定であるが、工事開始時期及び完了時期等の工程調整を大学関係者と綿密に行うこと。また、以下の期間は工事を中断すること。
令和 5 年 2 月 2 5 日、令和 5 年 3 月 1 2 日および令和 5 年 3 月 2 0 日
 - (3) 騒音、振動、粉じんの発生を極力抑えること。
 - (4) 必要に応じて工事エリア周辺の清掃を行うこと。
 - (5) 建設副産物
 - 1) 建設副産物、建設廃棄物は、現場で種類別に分類集積すること。
 - 2) 特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材等）が発生するときは、再資源化施設へ搬出すること。
 - 3) 再生資源となるものについては、中間処理を経て再利用を図ること。
 - 4) 建設廃棄物については、関係法令に従い適切に処理すること。
 - (6) 施工にあたっては「福井県建設リサイクルガイドライン」に留意すること。
 - (7) 建設現場において、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、手洗い・うがいなどの感染予防対応に加え、「密閉・密集・密接」の回避等の徹底をすること。
- 4 墜落制止用器具の着用について
労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号）による墜落制止用器具（フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等）とする。
- 5 労災補償に必要な法定外の保険契約について
受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年 6 月 14 日法律第 35 号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険（法定外の労災保険）へ加入すること。